

北大総長解任に係る一連の訴訟経過

I 総長解任処分取消〔文科大臣〕・損害賠償請求〔北大〕 提訴 2020. 12. 10

(ア) 文部科学大臣が2020（令和2）年6月30日付けでした原告に対する国立大学法人北海道大学学長を解任する旨の処分は違法であるから取り消す。

(イ) 原告は北大の各不法行為により、同地位を一方的に奪われ、報酬を受領できなくなった。そこで、解任処分を受けた2020（令和2）年7月以降、本件提訴時までの6か月分の報酬相当額の損害の賠償を請求する。

北大は、原告が職員に日常的なハラスメント行為を行っていた、かつまた、北大の対外的な信失墜行為を行った、研究者としての問題行為があった、その他総長としての資質を疑わせる行為を行ったとの一方的な事実認定の下、北大総長の地位を一方的に解任し、かつ、その結果を広く報道したことに対する慰謝料を請求する。

【審理】 総長解任手続の瑕疵（解任基準は何か、大学の自治との関係、弁明権の侵害など）について原告が申請した証人（総長選考会議議長、同調査委員会委員長、総長職務代理理事）を採用せず、北大が申請した非違行為立証の教職員ら15人を採用して尋問し、原告は本人尋問のみ。証人尋問終了期日（昨年10月18日）に結審を宣告し、原告が要求した最終弁論期日を入れることなく、判決言渡し期日を強行指定した。

II 個人情報（ハラスメント）不開示処分取消訴訟 提訴 2020. 12. 10

原告が、2020（令和2）年9月18日、北大に対し「①平成29年4月から平成31年3月までのハラスメント相談室において相談受付や事実確認を行ったことがあるか否か、②ハラスメント対策室において相談室からの要請に基づいて事実関係の調査やハラスメントの認定を行ったことがあるか否か、③ある場合にはその内容を記録した文書があるか」とする個人情報開示請求を行った。

これに対して、北大が同年11月13日付けで行った、同情報の存否自体明らかにできないとする不開示決定に対して、これを取り消し、開示を請求した。

【結果】 北大は、非開示処分の違法性を認め、訴訟外で、2021（令和3）年3月15日に取り消し、同日に名和総長に関するハラスメント情報は存在しないと通知した。

原告と弁護団は、原告に対するパワハラ情報がなかったことが確認され、当初の目的を達成することができたので、同年4月19日弁論で北大の違法処分を厳しく批判し、本訴訟を取り下げた。

Ⅲ 個人情報（調査委員会資料）不開示処分取消・第1次訴訟 提訴 2021. 1. 22

原告が、2020（令和2）年9月18日、北大に対して、総長選考会の設置した調査委員会が原告の非違行為に係わって収集・作成した調査報告書に添付した書類の個人情報開示請求を行った。

これに対して、北大は、同年12月15日付で、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第14条2号の個人識別情報と法第14条5号柱書きの事務事業等情報の条文を挙げ、どの文書に如何なる不開示事由（根拠条文も）があるのか対応関係を明らかにせず、さらには、1つの文書の中でも開示可能な部分と不開示部分があるのが普通だがその区別と対応する不開示事由の明示もなく、全部について丸ごと不開示処分にした。

このため、2021（令和3）年1月22日、同処分の取り消しを求める訴訟を提起した。

【結果】 北大は、同年7月6日付で、訴訟の対象である2020年12月15日付不開示処分を取り消し、同日付で新たに開示決定と不開示決定を通知した。これにより、調査委員会の資料の大部分が開示されることになり、北大の法無視のご都合主義的な対応が明白になった。

原告は、前記開示決定に基づき、7月29日に北大に開示を受けに行った。すると、開示はしたものの、ほとんど黒塗りで、開示の実態をなさないものだった。

このような北大の「一部開示」は、実質的には、違法な「全部不開示」を維持しようとしたものであり、このようなやり方が通るならば、実施機関は、請求者から取消訴訟が提起されたら、取消と新たな開示決定を繰り返すことで、請求者の司法判断を求める権利・利益を失わせることができることになり、情報開示請求者への「スラップ（嫌がらせ）訴訟」を許すことになる。

そこで、原告は、開示・不開示の法適用基準の明確化と被告のようなやり方の肯否を問う新たな裁判を提起することにし、本訴訟を取り下げた。

Ⅳ 個人情報（調査委員会資料）不開示処分取消・第2次訴訟

提訴 2021. 9. 17 判決 2023. 12. 14

原告は、2021（令和3）年7月6日付不開示処分の取消を求めるとともに、北大の情報不開示処分の違法さは悪質であり、原告が精神的苦痛を受けたとして損害賠償請求を付し、新たな訴訟を提起した。

【結果】 2023年7月6日第9回弁論で原告本人の証人尋問を実施し、同年12月14日判決が言い渡された。

判決は、原告の主張を一部認め、損害賠償請求は認めなかった。違法性が明らかなごく一部を認めたにとどまり、重要な争点では原告主張を排斥しており、実質的に不当判決と評価した。

本件開示請求の対象文書（調査委員会の報告書）は、すでに総長解任取消訴訟において北大から提出させており、もともと総長解任取消訴訟の提起に向けた証拠収集の一環だったから目的は達成されていた。

そのため、控訴審で争う実益はないと判断し、控訴期限経過で確定し、訴訟は終了となった。